

公 告

県営林産物の売払いの条件付一般競争入札を次のとおり行います。

令和6年(2024年)10月8日

収支等命令者
佐賀県中部農林事務所長 武藤 正澄

1 入札に付する物件及び数量

(1) 物件：三瀬県有林

(佐賀市三瀬村大字藤原字北向 1575-1 地番、佐賀市三瀬村大字藤原字長谷 1595 地番) の立木 (0.62ha)

(2) 数量：スギ 90年生 立木材積 134.710 m³ (136本)

ヒノキ 90年生 立木材積 396.670 m³ (440本)

(3) 物件の搬出期間：契約の日から令和8年(2026年)1月30日まで

2 入札の日時

令和6年(2024年)11月12日(火)

入札受付 10時00分

受付締切 10時20分

入札開始 10時30分

3 入札の場所

佐賀市八丁畷町8-1

佐賀総合庁舎 4階42会議室

4 入札の参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者としします。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

(1) 佐賀県木材業者及び製材業者登録条例(昭和40年佐賀県条例第52号)による木材業者の登録を受けた者。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 開札の日の6カ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 入札の参加申込み

入札参加希望者は、県が用意する「一般競争入札参加申込書」により令和6年（2024年）10月22日（火）17時までに「競争入札参加資格確認申請書」及び「誓約書」と併せて佐賀中部農林事務所総務課に提出してください。
※原則持参（書留郵便可）

6 入札金額

入札金額は、当該物件の消費税及び地方消費税相当額（10%）を含まない金額とします。

7 入札保証金

入札保証金は、その物件に係わる入札記載金額に100分の110を乗じて得た額の100分の5以上に相当する額を次により入札日時までに納付してください。なお、佐賀県財務規則第103条第3項第3号の規定に基づき、入札保証金を免除されたい場合は、過去2年間の県営林産物売払い実績が分かる契約書の写しを提出してください。

(1) 現金

現金は入札日の持参のみ可能とし、入札日前の納付については、事前に佐賀中部農林事務所総務課へ連絡の上、納入通知書により金融機関へ納付してください。

(2) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きした手形等

なお、落札者以外の入札保証金は、入札終了後返還します。ただし、落札者については契約締結時まで預かり、契約保証締結後、契約保証金に充当します。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 当該競争について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 入札保証金を納入しない者及び入札保証金の納入額が不足する者
- (5) 1人で2以上の入札をした者
- (6) 代理人でその資格のない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

9 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- (1) 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。
- (3) 事業の廃止又は変更その他必要があると認められるとき。

10 落札者の決定方法及び売買契約

- (1) 入札書の金額が、本県が作成した予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 落札及び契約は、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た額を以て落札金額及び契約金額とします。
- (3) 落札後、契約を締結しない場合は、入札保証金は県に帰属するものとします。

11 契約保証金

契約保証金は、10の(2)に掲げる落札金額の100分の10以上の現金、納入通知書による納付又は7の(2)に掲げる手形等とします。なお、佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定に基づき、契約保証金を免除されたい場合は、過去2年間の県営林産物売払い実績が分かる契約書の写しを提出してください。

12 その他の事項

- (1) 入札参加者は、印鑑、本人確認のための身分証明書（保険証、運転免許証、木材業者登録の写し等）を持参してください。
- (2) 代理人として参加する者は、委任状を提出してください。

- (3) 落札者は契約締結前に、契約保証金として契約金額の100分の10以上を納入してください。
契約締結後、県が発行する納入通知書により、指定期限までに代金を納入してください。なお、契約保証金を代金の一部に充当することができます。
- (4) 現場説明を下記のとおり行いますので、参加を希望される方は令和6年(2024年)10月15日(火)17時までに、佐賀中部農林事務所林務課普及担当(TEL0952-31-3284)へ連絡をお願いします。
- ア 日 時: 令和6年(2024年)10月16日(水)14:00~
- イ 集合場所: 佐賀市三瀬支所駐車場(別添図参照)

13 問い合わせ先

佐賀県佐賀中部農林事務所 林務課 TEL 0952-31-3284
〒849-0925 佐賀市八丁畷町8-1
E-mail: chuubunourin@pref.saga.lg.jp